

広島空港アクセス路線拡充検討業務委託公募仕様書

本仕様書は、広島空港アクセス路線拡充検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）が「広島空港アクセス路線拡充検討業務委託」の受注者を公募するに当たり、基本的事項について定めるものである。

1 業務の目的

本業務は、広島空港のアクセス路線拡充検討の基礎資料とするため、広島空港圏域における広島空港の二次交通需要（以下「二次交通需要」という。）とその需要に基づく最適な二次交通手段（公共交通）（以下「二次交通手段」という。）などに関する調査・分析等を実施するものである。

2 業務の期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

3 業務内容

（1）二次交通需要に関する現状分析

二次交通需要に関する現状分析を行い、一定の二次交通需要があるものの二次交通手段が脆弱な交通空白地（地域・観光施設・交通結節点等）を明らかにし、広島空港アクセス路線拡充（拡大・強化）の対象候補地として10地点ほど抽出する。

① 既存統計調査結果による二次交通需要の現状分析

- ・航空旅客動態調査
- ・国際航空旅客動態調査
- ・全国幹線旅客純流動調査
- ・旅客地域流動調査 等

② 人流データによる二次交通需要の現状分析

- ・おでかけウォッチャーによる人流データ（プロジェクトチームよりデータ提供）
- ・全国インバウンド統計による人流データ（プロジェクトチームよりデータ提供）

（2）広島空港利用ロジットモデル（現況再現モデル）の構築

上記（1）の調査・分析結果等を踏まえ、二次交通手段の選択時における人の効用にかかわる要因（所要時間や費用、便数など）を変数として、最も再現性が高く（最も妥当な選択確率）なる変数の係数（パラメータ）を推計した、二次交通手段選択に係るロジットモデル（現況再現モデル）を構築する。

(3) 最適な二次交通手段等の検討・検証

二次交通需要（潜在需要も含む）と交通事業者の輸送能力の両面から、最適な（自立的に持続可能な）二次交通手段（バス・乗合タクシー等）や運行方法（便数・経由地・直通・乗継等）等について検討・検証する。

① 二次交通需要シミュレーション

上記（1）の現状調査・分析結果や、上記（2）のロジットモデル等により、下記③を踏まえた実現可能な二次交通手段や運行方法等の他、広島空港における国際線の就航・増便、インバウンド拡大などの将来的な需要拡大などの条件設定も行いながら、二次交通需要のシミュレーションを複数ケースで実施する。

② WEBアンケート

広島空港圏域居住者、広島空港の就航先の居住者を対象としたWEBアンケートを実施し、新規空港アクセス路線の開設による二次交通需要や二次交通手段選択等への影響について把握することで、上記①のシミュレーションの検証等を行う。

③ 交通事業者へのサウンディング

交通事業者へサウンディングを通じて、上記①の二次交通需要のシミュレーション結果に対する意見や、広島空港アクセス路線を運行するにあたっての課題や条件等を把握し、実現可能な二次交通手段や運行方法等について検討する。

(4) 拡充対象路線の優先順位付け

上記（1）～（3）の取組を相互検証するとともに総合的に評価し、広島空港アクセスにおいて拡充対象となりうる路線の優先順位付けを行う。

(5) 路線拡充に向けた取組の検討

広島空港アクセス路線拡充に向けて、その実効性を高めるために効果的な取組について、有識者・専門家の意見や他県等の先進事例等の収集・分析を踏まえ、具体的に検討するとともに、その取組の工程をロードマップ（令和8～12年度）として整理する。

(6) プロジェクトチーム会議の運営補助

プロジェクトチーム会議（2回開催予定）における、事務局の会議運営（会議資料や議事録の作成など）について補助する。

4 成果品

成果品は次に掲げるものを紙媒体及び電子媒体にて提出する。

○業務報告書

○広島空港利用ロジットモデル（現況再現モデル）

5 中間報告

上記（４）及び（５）の速報結果を令和 7 年 11 月 30 日までに報告する。

6 契約に関する条件等

（１）再委託

受託者は、広島空港アクセス路線拡充検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）の承諾を得なければ、本業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。また、協議会により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して、本業務に係る一切の業務を順守させるものとする。

（２）業務の履行に関する措置

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

（３）個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成 16 年 12 月 17 日広島県条例第 53 号）を遵守しなければならない。

（４）成果品の利用

本業務による成果品の著作権は、プロジェクトチームに帰属するものとし、またプロジェクトチームは、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

（５）貸与資料

プロジェクトチームは、受託者の求めに応じて、提供が可能と認められる各種資料を受託者に貸与する。貸与・提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集するほか可能な方法で業務を進める。

受領した資料等は取り扱いに注意し、協議会の許可なく公表・使用はできないものとする。受託者は、業務終了後に貸与された資料を返却しなければならない。

7 留意事項

- ・受託者は、プロジェクトチームと連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。
- ・プロジェクトチームは、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場

合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

- 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかにプロジェクトチームに報告、協議を行い、その指示を受けること。